

飯山市耐震改修促進計画（案） （第Ⅳ期）



平成 20 年（2008 年）3 月策定

平成 28 年（2016 年）4 月改定

令和 3 年（2021 年）4 月改定

令和 8 年（2026 年）4 月改定

飯 山 市

目 次

はじめに

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本計画の位置づけと他の市計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間等・・ 1
- 4 耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 5 本計画の対象とする建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標の設定・・・・・・・・・・・・ 16
- 4 公共建築物の耐震化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・・・・・ 20
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備・・・・ 21
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要・・・・・・・・ 22
- 5 優先的に耐震化に着手すべき建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 6 地震発生時に通行を確保すべき道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催・・・・ 24
- 3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 4 自治会等との連携策及び取り組み支援策について・・・・・・・・・・・・ 24
- 5 耐震改修促進税制等の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- 1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携・・・・・・・・ 25
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携 25

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要・・・・・・・・ 26
- 2 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

- 別表1・2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27～28

はじめに

1 計画の目的

飯山市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、市内の既存建築物の耐震性を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を保護することを目的として策定しました。

2 本計画の位置づけと他の市計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により策定するものです。

また、本市における他の計画（飯山市地域防災計画や飯山市総合計画等）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

（1）飯山市地域防災計画

第3編 震災対策編 第1章 地震災害予防計画 第1節 地震に強いまちづくり
の中において、住宅・建築物等の耐震化を促進することとしています。

（2）飯山市第6次総合計画・前期基本計画

第5章 防災減災対策の推進

の中において、住宅・建築物の耐震化を推進し、地震や風水害等の自然災害に対する備えを促進することとしています。

（3）飯山市国土強靱化計画

第5章 飯山市における国土強靱化の推進方針

の中において、住宅・建築物等の耐震化を促進することとしています。

3 計画期間等

本計画の計画期間は、令和8年度（2026年）から令和12年度（2030年）までの5年間とし、前計画（令和3年（2021年）4月改定）を継承しつつ、目標値の設定や住宅・建築物の耐震化へ向けた取組を行います。

第Ⅰ期…平成20年度（2008年）から平成27年度（2015年）まで	（8年間）
第Ⅱ期…平成28年度（2016年）から令和2年度（2020年）まで	（5年間）
第Ⅲ期…令和3年度（2021年）から令和7年度（2025年）まで	（5年間）
第Ⅳ期…令和8年度（2026年）から令和12年度（2030年）まで	（5年間）

4 耐震化の必要性

（1）地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況

平成16年（2004年）10月の新潟県中越地震、平成17年（2005年）3月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、平成20年（2008年）6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、近年も平成 28 年(2016 年)4 月の熊本地震では、同一地域において約 28 時間の間に震度 7 の地震が、2 度発生し、令和 6 年(2024 年)1 月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊するなどの被害が生まれました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、南海トラフ地震、首都直下地震等については、発生 of 切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

長野県内においても、平成 23 年(2011 年)3 月に長野県北部の地震が、同 6 月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成 26 年(2014 年)11 月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生するなど、大地震が発生しています。

(2) 阪神・淡路大震災における死因の約 9 割は建物の倒壊によるものです。

平成 7 年(1995 年)1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅や建築物の倒壊等によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針(平成 17 年(2005 年)9 月)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(令和 7 年 7 月中央防災会議決定)において、10 年後に死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4) 耐震に関する関係法令の改正について

ア 平成 18 年(2006 年)1 月 26 日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正が行われました。この改正により、

- (7) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成
 - (イ) 建築物に関する指導等の強化として、
 - a 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施
 - b 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加
 - c 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
 - d 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

イ 平成 25 年(2013 年)11 月 25 日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 27 年(2015 年)までに 9 割にする目標(「地震防災戦略」(中央防災会議決定(H17))の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

- (7) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の平成 27 年(2015 年)末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表

- (イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

ウ 平成 31 年(2019 年)1 月 1 日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、令第 4 条の通行障害建築物に、建物に附属する組積造の塀が追加される改正が行われました。

5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第 4 条第 1 項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号。以下「基本方針」という。）及び長野県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

(1) 住宅

(2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表 1 参照。以下「多数の者が利用する建築物」という。）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして県計画又は本計画に記載された道路に敷地が接する建築物（以下「緊急輸送道路等沿道建築物」という。）

(3) 要緊急安全確認大規模建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、以下に掲げる建築物で大規模なもの（別表 2 参照）

ア 不特定多数かつ多数の者が利用する建築物

イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物

ウ 一定数量以上の危険物を扱う建築物

(4) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画では市有施設のうち、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する建築物（以下「災害拠点施設等」という。）並びに市営住宅を対象としています。

なお、本計画においては、上記(1)、(2)ア及び(4)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウに関しては、今後の調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。なお、(3)については、令和 8 年(2026 年)3 月時点において市内では該当ありません。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年(2015年)3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生の想定される地震が報告されています。(表1-1、図1-1)

また、地震調査研究推進本部(※1)によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川―静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています。(表1-2)

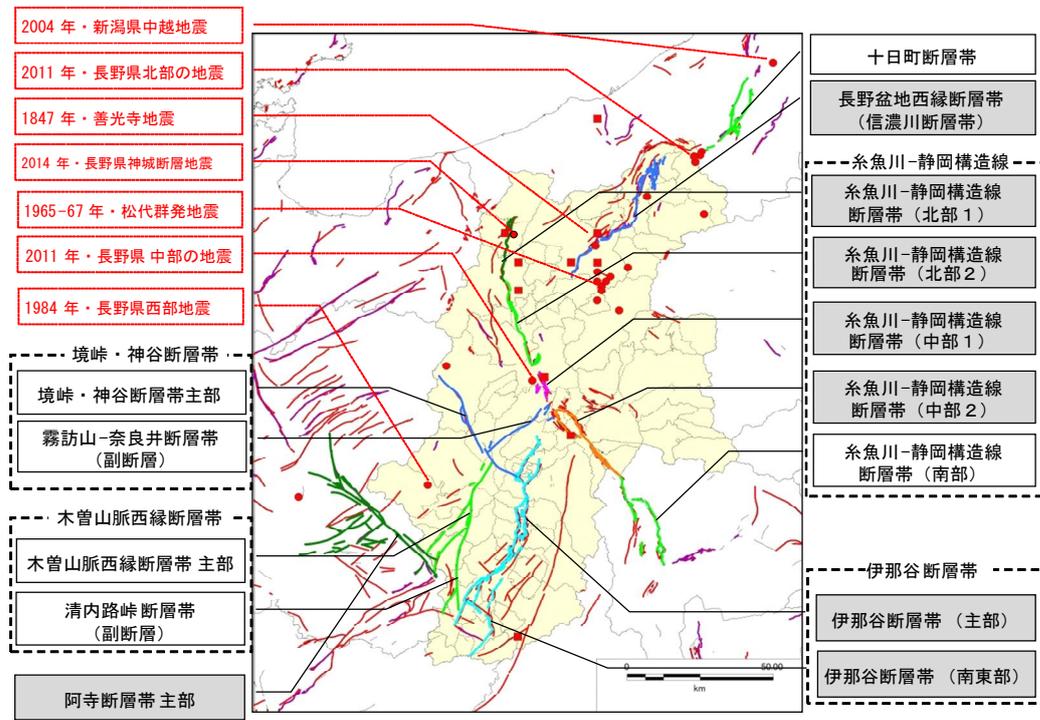
(表1-1) 想定地震等の概要

種類	地震名		参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考
					M _j	M _w	
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース
	糸魚川―静岡構造線断層帯の地震	全体	文部科学省研究開発局ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査ベースモデル
		北側		84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース	
海溝型地震	想定東海地震		中央防災会議(2001)	—	8.0	8.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		内閣府(2012)	—	9.0	9.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		内閣府(2012)	—	9.0	9.0	1ケース

(注) 気象庁マグニチュード(M_j)とモーメントマグニチュード(M_w)について

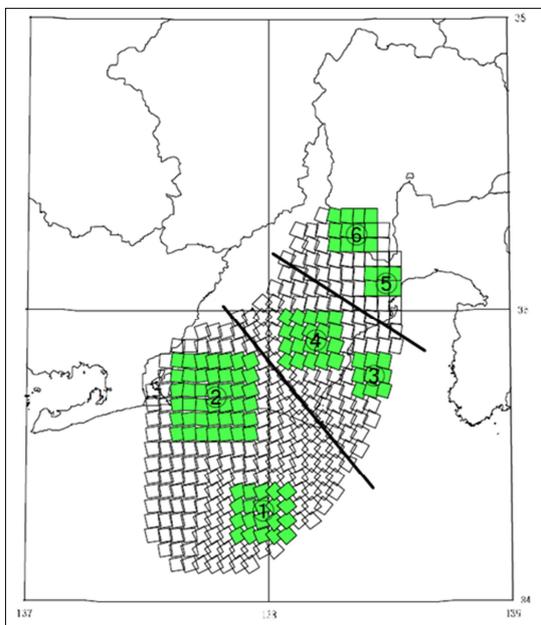
断層による内陸の地震は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード(M_j)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(M_w)を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(M_w)を求めている。M₄~M₈の海溝型地震ではM_w=M_jであることから、これを外挿してM_jを求めている。

※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長(文部科学大臣)と本部員(関係府省の事務次官等)から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。



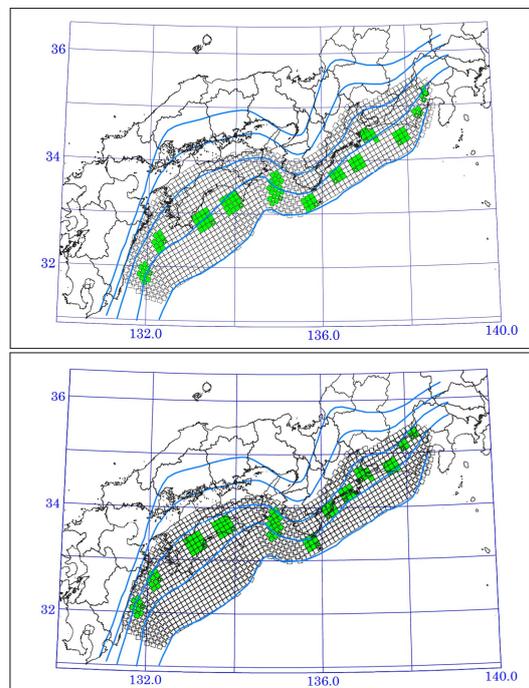
■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	■	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

(図1-1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布 (出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書)



□：小断層 ■：強震動生成域 (SMGA) の位置

(図1-2) 想定東海地震の断層モデル
 中央防災会議 (2001)



(図1-3) 南海トラフの巨大地震の断層モデル
 内閣府 (2012) (上図：基本ケース、下図：陸側ケース)

(表1-2) 発生が予想される地震に係る見解等

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0～30% (地震調査研究推進本部※2)	(全体) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(北側) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(南側) 諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曾地域南部を中心に発生する。
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や木曾地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は 0.02%～13% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。(中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は 20%～50% (BPTモデル) 60～90% (すべり量依存BPTモデル) (地震調査研究推進本部※2)	(基本ケース) 飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 (陸側ケース) 飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

※2 R7(2025).10 地震調査研究推進本部による。

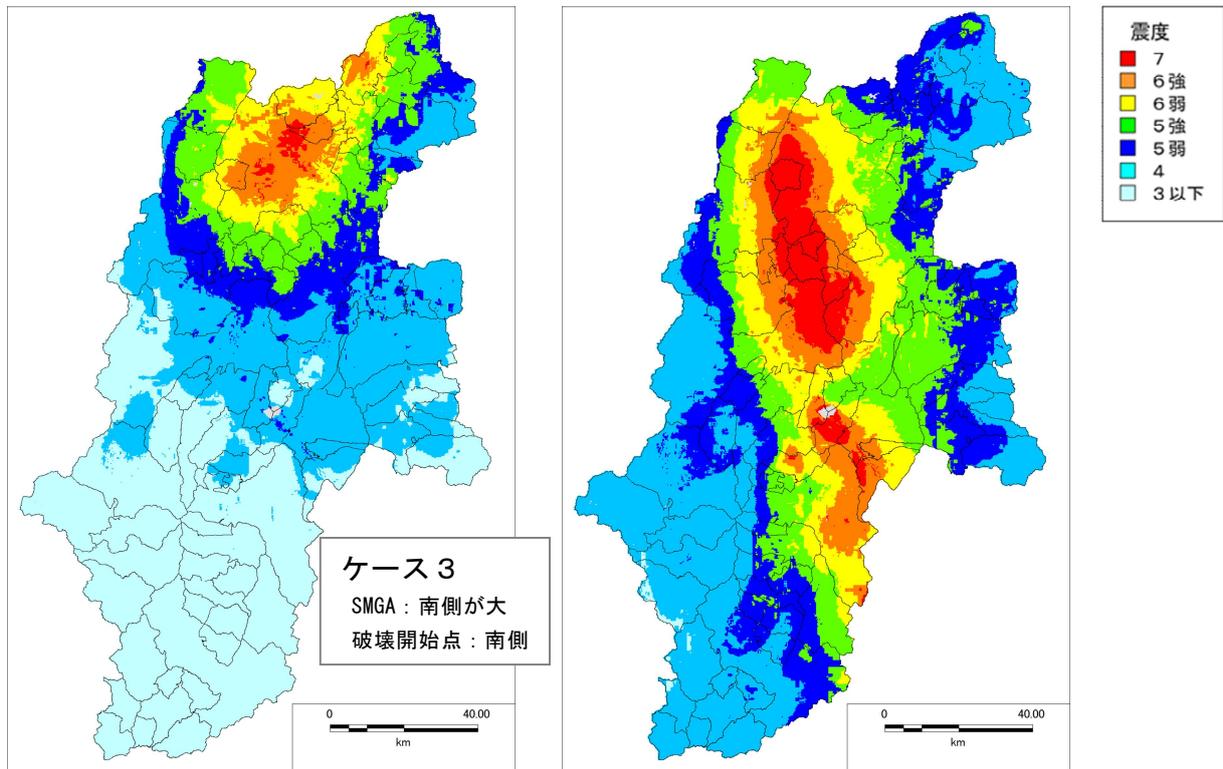
※3 H27(2015).3 第3次長野県地震被害想定調査による。

※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したのではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図1-4から図1-13のとおりとなります。

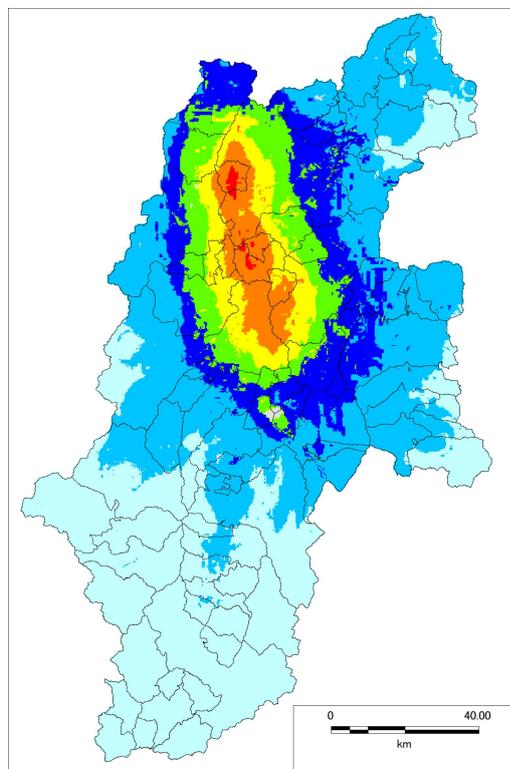
(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5）

※5 建築物被害が最大のケースを示す。

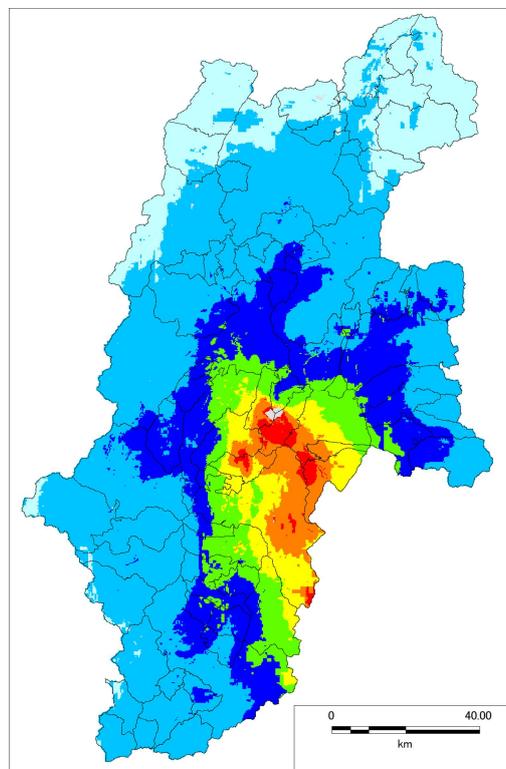


(図1-4) 長野盆地西縁断層帯の地震（Mj7.8）の地表震度分布

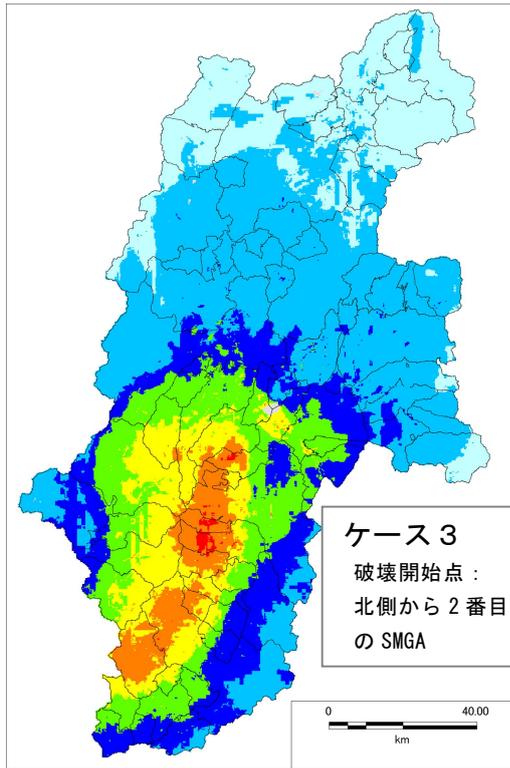
(図1-5) 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布（全体：Mj8.5）



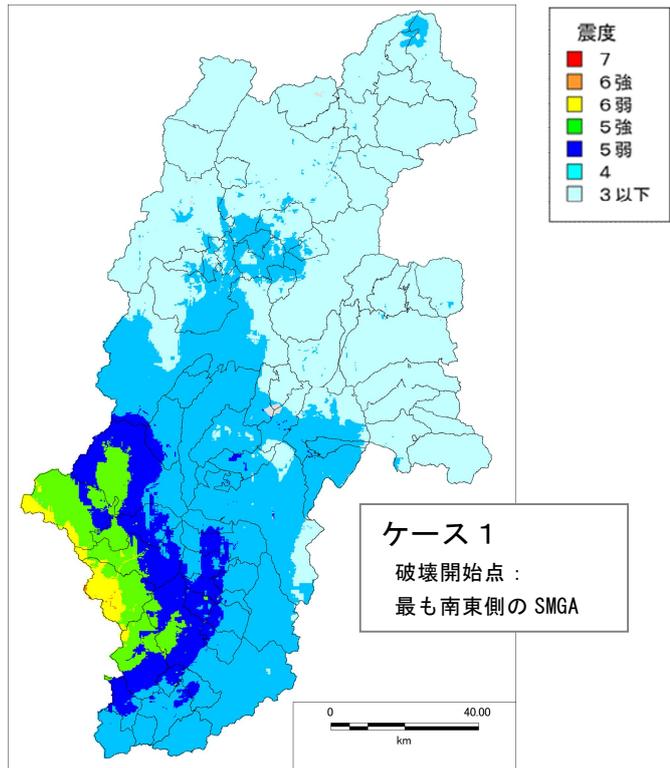
(図1-6) 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布（北側：Mj8.0）



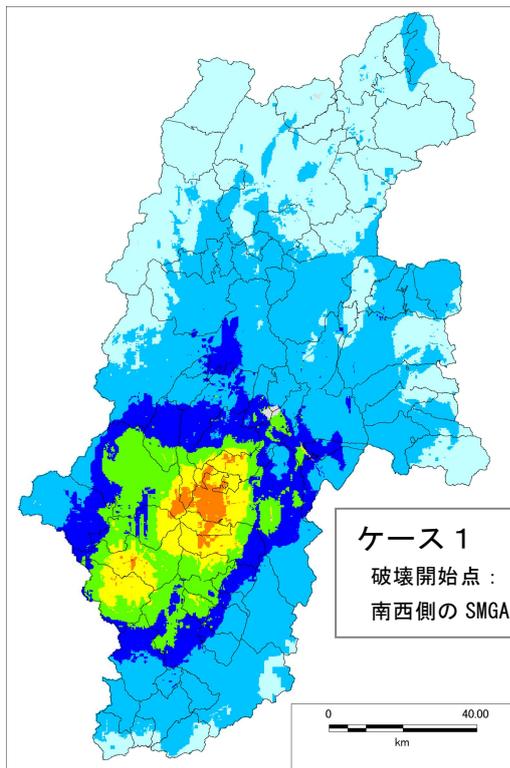
(図1-7) 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布（南側：Mj7.9）



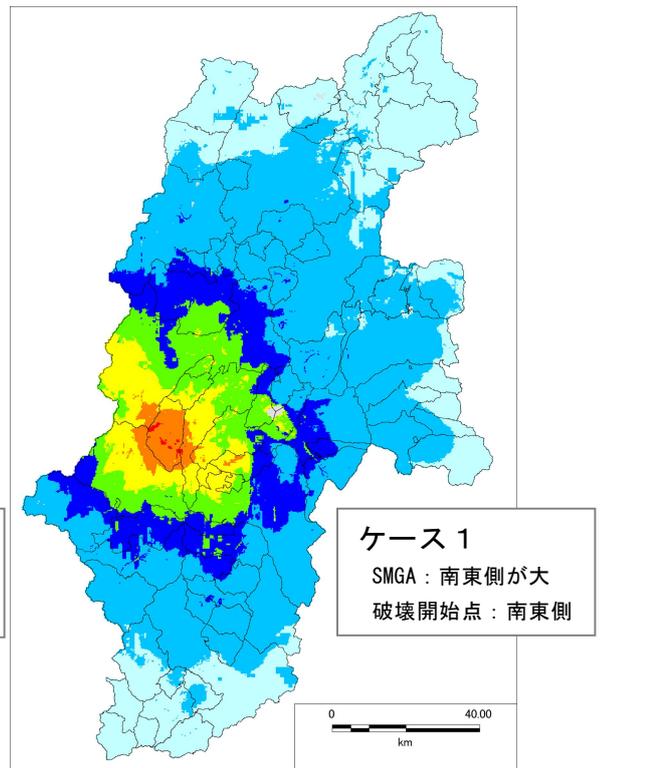
(図1-8) 伊那谷断層帯 (主部)
の地震 (Mj8.0) の地表震度分布



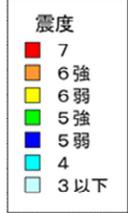
(図1-9) 阿寺断層帯 (主部南部)
の地震 (Mj7.8) の地表震度分布



(図1-10) 木曾山脈西縁断層帯
(主部北部) の地震 (Mj7.5) の地表震度分布

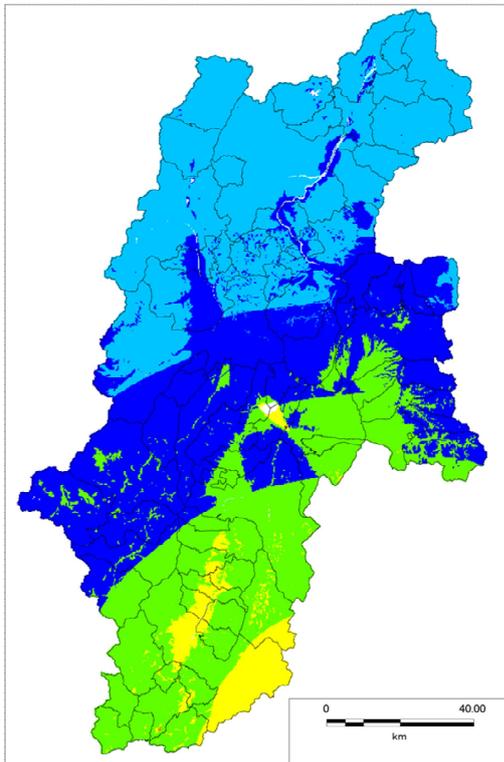


(図1-11) 境峠・神谷断層帯
(主部) の地震 (Mj7.6) の地表震度分布

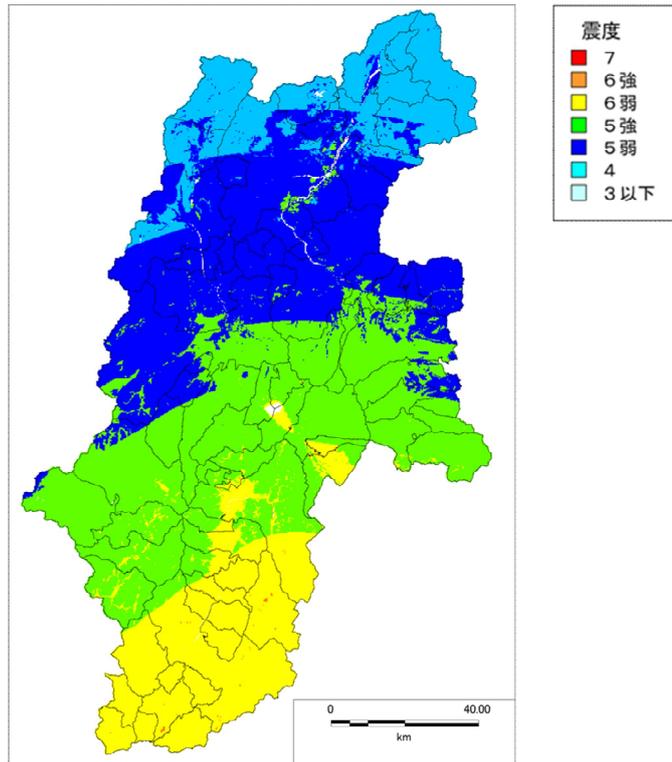


(2) 海溝型地震における地表震度分布※6

※6 経験的手法のみを掲載



(図1-12) 経験的手法（距離減衰式）
による想定東海地震の地表震度分布



(図1-13) 経験的手法（距離減衰式）
による南海トラフの巨大地震の地表震度分布

「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震と東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表1-3及び表1-4のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも、市内に被害を引き起こす地震が本県やその周辺において発生する可能性があります。

(表1-3) 飯山市被害想定(建築物被害) (出典: 第3次長野県地震被害想定調査報告書) (単位: 棟)

種類	地震名		最大震度	地震ケース等			建築物被害	
							全壊・焼失	半壊
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		7	ケース3	冬18時	強風時	1,020	2,890
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	5強	—	冬18時	強風時	わずか	わずか
		北側	5弱	—	冬18時	強風時	0	0
		南側	4	—	冬18時	強風時	0	0
	伊那谷断層帯(主部)の地震		4	ケース3	冬18時	強風時	0	0
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		4	ケース1	冬18時	強風時	0	0
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		4	ケース1	冬18時	強風時	0	0
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		4	ケース1	冬18時	強風時	0	0	
海溝型地震	想定東海地震		5弱	—	冬18時	強風時	0	0
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		5弱	—	冬18時	強風時	0	0
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		5弱	—	冬18時	強風時	0	0

※ 建築物被害が最大となるケースを示す。

(表 1-4) 飯山市被害想定 (人的被害)

(出典: 第 3 次長野県地震被害想定調査報告書)

(単位: 人)

種類	地震名		最大震度	死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難所 避難者数
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		7	60 (60)	670 (660)	350 (350)	2,500
	糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	全体	5 強	わずか (わずか)	20 (20)	わずか (わずか)	30
		北側	5 弱	0 (0)	0 (0)	0 (0)	わずか
		南側	4	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
	伊那谷断層帯 (主部) の地震		4	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
	阿寺断層帯 (主部南部) の地震		4	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
	木曾山脈西縁断層帯 (主部北部) の地震		4	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
	境峠・神谷断層帯 (主部) の地震		4	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
海溝型地震	想定東海地震		5 弱	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		5 弱	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		5 弱	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0

※ 建築物被害が最大となるケースを示す。

※ 観光客を考慮した場合。

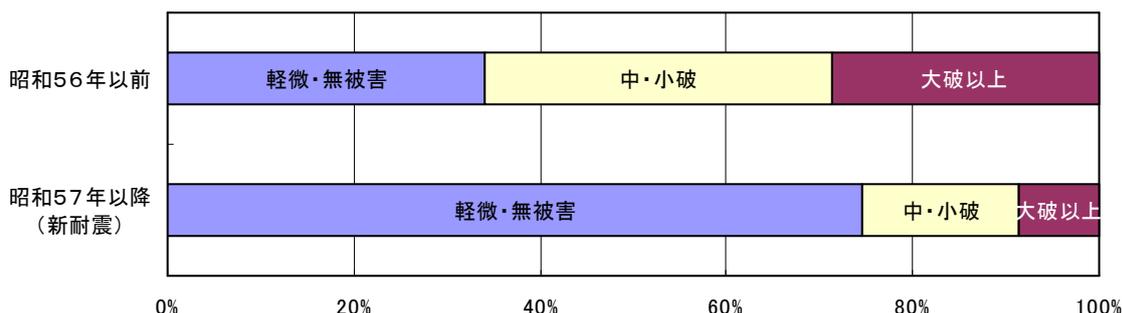
※ () 内は建築物倒壊による死者数等。

2 耐震化の現状

(1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和 53 年(1978 年)の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和 56 年(1981 年)に建築基準法の耐震関係規定が見直されました(昭和 56 年(1981 年)6 月 1 日施行。以下「新耐震基準」という。)。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和 56 年(1981 年)以前に建築されたもの(旧基準による)について被害が大きかったことがわかっています。(昭和 57 年(1982 年)以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約 1/4 であったのに対し、昭和 56 年(1981 年)以前に建築したものでは約 2/3 に達しています。)

《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》

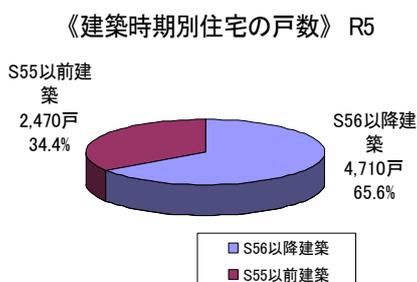


(出典:平成 7 年(1995 年)阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の中)

(2) 建築時期別の住宅の状況等

令和 5 年(2023 年)の「住宅・土地統計調査」によると、市内の住宅総数は、7,180 戸であり、昭和 55 年(1980 年)以前に建築された住宅は、2,470 戸で全体の約 34.4%を占めています。(表 1-5)

(表 1-5) 建築時期別住宅戸数 (単位:戸)



住宅総数	R5(2023年)	H30(2018年)	H25(2013年)
うち昭和55年以前建築	2,470 (34.4%)	2,660 (37.3%)	3,124 (42.4%)
～S45	1,090	1,210	1,583
S46～55	1,380	1,450	1,541
うち昭和56年以降建築	4,710 (65.6%)	4,470 (62.7%)	3,630 (48.1%)
S56～H2	1,310	1,340	1,368
H3～12	1,420	1,480	1,602
H13～	1,980	1,650	1,276

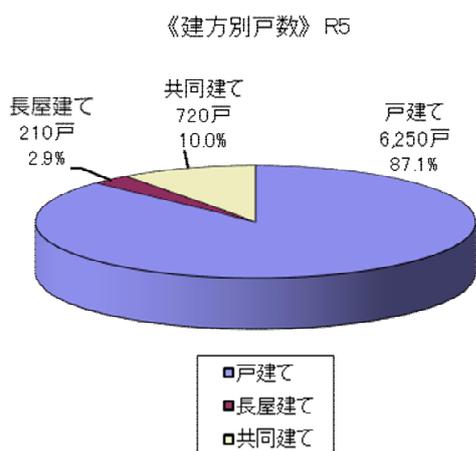
(出典: H25、H30、R5 住宅・土地統計調査から推計)

※ 昭和 56 年(1981 年)に建築基準法の耐震関係規定が見直された(新耐震基準)ため、昭和 56 年(1981 年)以前と昭和 57 年(1982 年)以降で分けることが必要だが、根拠としている住宅・土地統計調査が 5 年ごとに実施されており、昭和 55 年(1980 年)と昭和 56 年(1981 年)で分かれているため、住宅にあっては便宜上この区分を採用している(以下同じ)。

市内の住宅を建方別にみると、全体の87.1%を占める戸建てのうち、36.5%が昭和55年(1980年)以前に建築されており、住宅総数に対する割合は31.6%を占めています。

また、長屋建ては昭和55年(1981年)以前に建築された割合が9.5%となっております。構成比が2.9%、住宅総数に対する割合は9.5%となっております。

一方、共同建ては住宅総数の10.0%を占めていますが、比較的新しい時期に建設されたものが多いため、昭和55年(1980年)以前に建築された割合は4.2%となっており、住宅総数に対する割合は0.4%と低くなっています。(表1-6)



(表1-6) 建方別建築時期別住宅数 (単位：戸)

	住宅数	構成比	うち昭和55年以前建築	
			戸数	住宅数に対する割合
戸建て	6,250	87.1%	2,280	36.5%
長屋建て	210	2.9%	20	9.5%
共同建て	720	10.0%	30	4.2%
計	7,180	—	2,330	32.5%

(出典：R5住宅・土地統計調査から推計)

持ち家は6,040戸あり、住宅総数に占める割合は84.1%で、そのうち37.4%が昭和55年以前に建築されています。(表1-7)

(表1-7) 持ち家の建築時期別住宅数 (単位：戸)

	住宅戸数	構成比	うち昭和55年以前建築	
			戸数	住宅戸数に対する割合
持ち家	6,040	84.1%	2,260	37.4%

(出典：R5住宅・土地統計調査から推計)

また、市では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成18年(2006年)度から、住宅耐震化促進事業を実施してきました。診断を実施した住宅は838戸で、そのうち44戸で耐震改修(除却)を行っています。(表1-8)

(表1-8) 耐震診断・改修の実績 (単位：戸)

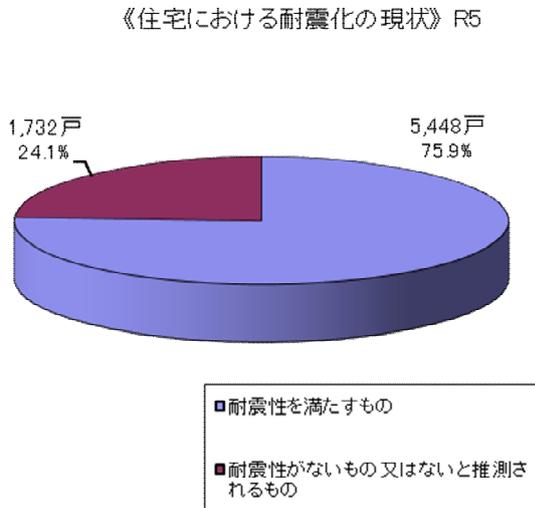
耐震診断	H18~20	H21~25	H26~30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
	住宅	627	95	25	2	1	7	27	6	33	
避難施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
耐震改修	5	6	8	—	1	—	2	2	10	10	44

※上記耐震診断実績は、簡易診断及び精密診断を合わせた件数

(3) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和 56 年(1981 年)以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年(1980 年)以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 5,448 戸となり、市内における住宅の耐震化率は、現状で 75.9%と推計されます。(表 1-9)

(表 1-9) 住宅における耐震化率の現状 (単位：戸)

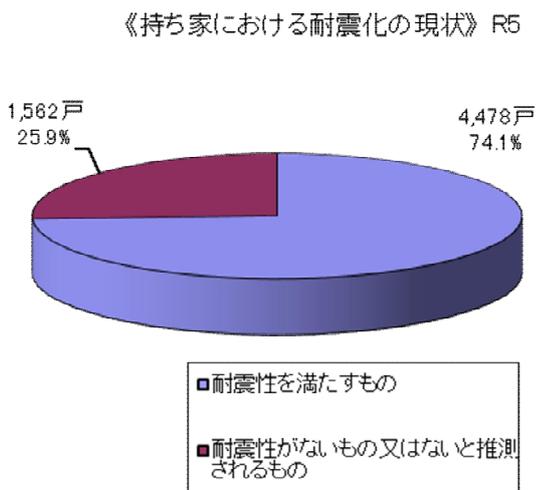


住宅総数 (a)	7,180
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	5,448
耐震化率 (c=b/a)	75.9%
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	4,710
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	2,457
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	494
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	244
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (h)	1,732

(R5 住宅・土地統計調査から推計)

また、同様に、持ち家についてみると、昭和 56 年(1981 年)以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年(1980 年)以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 4,478 戸となり、持ち家住宅の耐震化率は、現状で 74.1%と推計されます。(表 1-10)

(表 1-10) 持ち家における耐震化率の現状 (単位：戸)



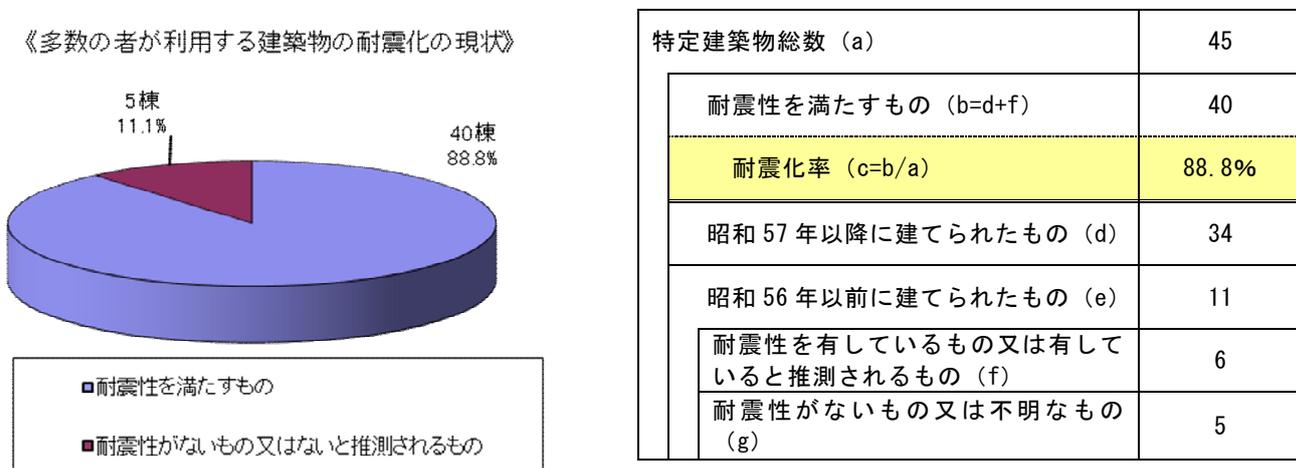
持ち家総数 (a)	6,040
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	4,478
耐震化率 (c=b/a)	74.1%
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	3,780
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	2,260
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	454
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	244
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (h)	1,562

(R5 住宅・土地統計調査から推計)

(4) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

市内に、多数の者が利用する建築物は45棟あります。このうち昭和56年(1981年)以前に建築されたもの13棟のうち、耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるもの7棟に昭和57年(1982年)以降に建築されたもの32棟を加えた、40棟が耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は現状で88.8%と推計されます。(表1-11、1-12)

(表1-11) 多数の者が利用する建築物における耐震化率の現状(単位:棟)



(表1-12) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(詳細)

(単位:棟)

多数の者が利用する建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所(庁舎等)、保健所等公益的な施設	学校(幼稚園を除く)、体育館等	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅(賃貸)等	
令和7年における総棟数 (a)	1	22	1	6	15	45
耐震性を満たすもの (b=d+f)	1	22	1	5	11	40
耐震化率 (c=b/a)	100%	100%	100%	83.3%	73.3%	88.8%
昭和57年以降に建築された棟数 (d)	1	17	1	3	10	32
昭和56年以前に建築された棟数 (e)	-	5	0	3	5	13
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	-	5	-	1	1	7
耐震性がないもの又は不明なもの (g)	-	0	-	1	4	6

3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標の設定

国の基本方針において、「住宅耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和12年(2030年)まで概ね解消する」とされています。また県計画の耐震化率の目標並びに本市において想定される地震の規模、被害の状況及び現状の耐震化率を踏まえ、令和12年(2030年)における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

ア 住宅については、耐震化率の目標を92%とします。(現状75.9%)

(R5住宅・土地統計調査から推計)

イ 多数の者が利用する建築物については、耐震化率の目標を97%としたい(現状88.8%) (R7耐震工事実績から推計)

(1) 住宅の建替等に伴う更新による耐震化率の推計と目標値

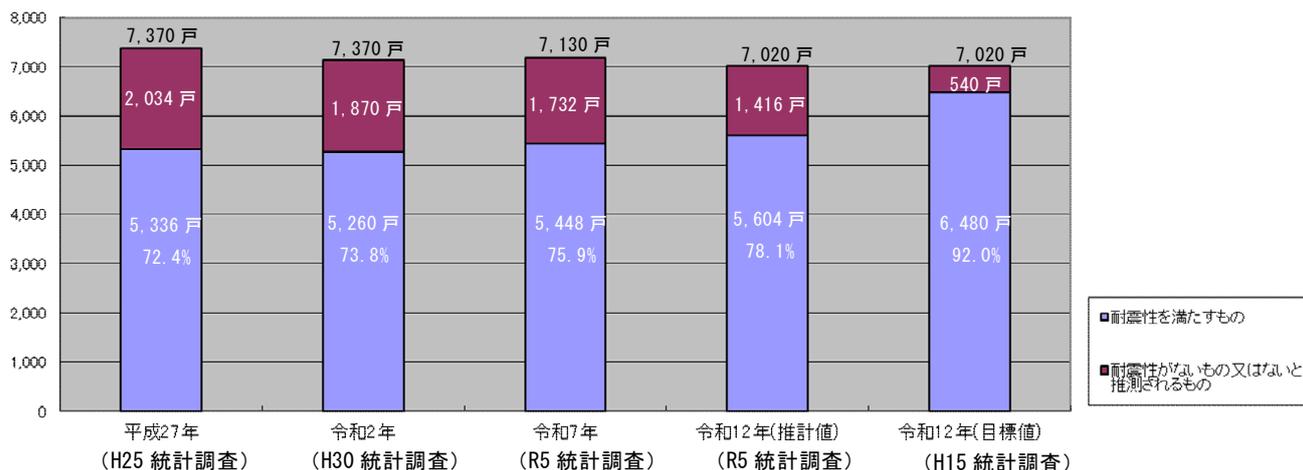
今後5年間に於いても、建築物の老朽化等に伴う建替えや除却(以下「建替え等」という。)により、耐震性を満たさない建築物が減ると予想されるため、建築物全体における耐震化率は向上します。

これまでと同じペースで建替え等が推移するとした場合の令和12年(2030年)時点における住宅の耐震化率を推計し、さらに令和12年(2030年)時点の目標である92%を達成するために耐震化が必要な住宅の戸数を算出すると以下のとおりとなります。(表1-13)

(表1-13) 建替等に伴う更新による令和12年(2030年)における住宅の耐震化率の推計と目標値 (単位: 戸)

	平成27年(2015年) (H25統計調査)	令和2年(2020年) (H30統計調査)	令和7年(2025年) (R5統計調査)	令和12年(2030年) (推計値) (R10統計調査)	令和12年(2030年) (目標値) (R10統計調査)
住宅の総数 (a)	7,370	7,130	7,180	7,020	7,020
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	5,336	5,260	5,448	5,604	6,480
耐震化率 (c=b/a)	72.4%	73.8%	75.9%	78.1%	92.0%
昭和56年以降に建てられたもの (d)	4,246	4,470	4,710	4,910	4,910
昭和55年以前に建てられたもの (e)	3,124	2,660	2,457	2,110	2,110
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	630	590	494	450	450
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	460	200	244	244	1,120
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (h)	2,034	1,870	1,732	1,416	540

《建替等に伴う更新による令和7年度における住宅の耐震化率の推計と目標値》



目標の達成に向けては、今後5年間で建替等に伴う更新による耐震化の実施数に加え、市民に対する周知や施策の推進により、876戸の耐震改修を促進する必要があります。

(2) 多数の者が利用する建築物の目標値

地震災害時に、避難施設となる学校等やけが人の手当を行う病院・診療所及び災害弱者が利用する社会福祉施設等については、規模や設置主体（民間又は公共）に関わらず、特に耐震化の促進が必要な建築物です。

多数の者が利用する建築物について地震防災上の観点から、用途を5つの区分に分類し、それぞれについて前計画期間内において目標を設定したところ、一部の区分において目標が達成されています。また全体の耐震化率については、平成27年(2015年)77.5%、令和2年(2020年)86.7%、令和7年(2025年)91.3%と推移してきています。今後も耐震化の必要性について、所有者に周知・啓発を行い、令和12年(2030年)時点の目標である耐震化率概ね解消（100%に近い目標）を目指します

4 公共建築物の耐震化

市が所有する公共建築物の耐震化については利用者の安全確保に加え、災害時に、被害情報の収集や災害対策指示、避難場所等として活用、災害による負傷者の治療が行われるなど、応急活動の拠点として活用されています。このため、防災対策上の観点から耐震化を計画的に進める必要があります。公共建築物のうち、市有施設にあっては、以下の考え方に沿って耐震化を推進しています。

(1) 市有施設の耐震化の基本方針

市有施設においては、災害時の拠点となる施設及び多数の者が利用する建築物（以下、「災害拠点施設等」という。）に関し、重点的に耐震化を進めることとします。

(2) 市有施設のうち災害拠点施設等の耐震化の現状

現在、市有施設（市営住宅を除く。以下同じ。）のうち災害拠点施設等は 45 棟あり、うち昭和 56 年(1981 年)以前に建てられた全 7 棟（構成比 15.6%）についても耐震性を有することが確認されています。したがって昭和 57 年(1982 年)以降に建てられた 38 棟を加えた全 45 棟について耐震性を有していると考えられ、現状で耐震化率は 100%となります。（表 1-14）

（表 1-14）市有施設のうち災害拠点施設等の耐震化の現状（単位：棟）

建築物の分類	本庁舎、支所庁舎等	小中学校、体育館	社会福祉施設等	左記以外の用途	合計
総棟数 (a=d+e)	9	25	5	6	45
耐震性があると判断されるもの (b=d+f)	9	25	5	6	45
耐震化率 (c=b/a)	100%	100%	100%	100%	100%
昭和 57 年以降に建築された棟数 (d)	9	18	5	6	38
昭和 56 年以前に建築された棟数 (e)	0	7	0	0	7
耐震性を有するもの (f)	0	7	0	0	7

(3) 市営住宅の耐震化の現状及び目標

市有施設のうち市営住宅は、33 団地、352 戸、68 棟を管理しています（令和 8 年 3 月現在）。そのうち昭和 56 年(1981 年)以前に建築されたものは 10 棟で、現在耐震性が確認されているものではありません。昭和 57 年(1987 年)以降に建築されたものが 58 棟であるため、現在の耐震化率は、85.3%となっています。（表 1-15）

なお市営住宅については、飯山市公営住宅等長寿命化計画をもとに計画的に耐震化を推進するものとしします。

（表 1-15）市営住宅の耐震化の現状（単位：棟）

建築物の分類	低層	中・高層	合計
構造・規模等	平屋・2階建て	3階建て以上	
総棟数 (a) (構成比)	61 (89.7%)	7 (10.3%)	68 (100%)
耐震性を満たしているもの (b)	51	7	58
耐震化率 (c=b/a)	83.6%	100%	85.3%
昭和 57 年以降に建築された棟数 (d)	51	7	58
昭和 56 年以前に建築された棟数 (e)	10	0	10
耐震性を有するもの (f)	0	0	0
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	10	0	10

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

耐震化を推進するためには、住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。市は、こうした所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などの必要な施策を講じるものとします。

(1) 耐震化の推進のための役割分担（図 2-1）

ア 住宅や建築物の所有者

現在、コスト問題のほか、後継者がいない等の理由により、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。

住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修等の耐震改修の関する融資制度や義援金だけでは十分とはいえないので、地震保険・共済への加入することも必要です。

イ 関係団体等

建築関係団体やNPOにあっては、市民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。特に、住宅所有者の費用負担低減のために低コスト工法を活用する設計者や施工者の育成、地域課題に適した設計を行う設計者の育成が必要になります。

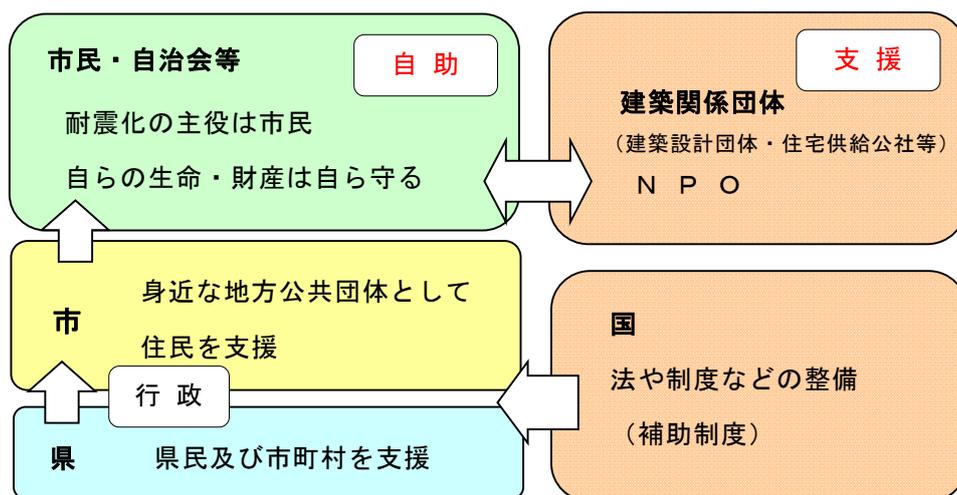
ウ 市

市は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

エ 県

県は所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施することが必要です。

(図 2-1) 耐震化を推進するための役割分担 (イメージ)



2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 住宅に関する支援

市においては、住宅の耐震化を促進するため、平成 18 年度(2006 年)から、住宅等耐震診断事業および住宅耐震改修事業を実施しています。市民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県と連携しながら、今後も昭和 56 年(1981 年)以前に建築された木造戸建住宅について、耐震診断及び耐震改修に対し支援していきます。(表 2-1)

(表 2-1) 事業の概要

区分	耐震診断	耐震改修 (除却工事含む)
対象建築物	昭和 56 年(1981 年)以前に建築された木造戸建住宅	
支援内容	市が耐震診断士を派遣 ※自己負担なし	耐震改修工事 (除却工事含む) に要する経費に助成 補助対象経費…改修工事費の 4/5 以内の額 ※補助限度額 140 万円/戸 補助対象経費…除却工事費の 1/2 以内の額 ※補助限度額 97.86 万円/戸
派遣費用及び補助金の負担割合	国 : 1/2 県 : 1/4 市 : 1/4	国 : 1/2 県 : 1/4 市 : 1/4

(2) アクションプログラムの策定による取組

飯山市では「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、耐震診断を実施していない所有者等を対象とした啓発に係る取組の強化をおこなっていきます。

(3) 安価な耐震改修工法等の普及

既存木造住宅の耐震改修を行いやすくするためには、低コストかつ簡易な工法などが求められており、「長野県建築物構造専門委員会」により評価された新たな耐震補強工法（耐震金物）等についても市民に周知しながら、住宅の耐震化を進めます。（表2-2）

（表2-2）

長野県建築物構造専門委員会で評価された耐震補強工法等（R7(2025年)4.1現在）	（一財）日本建築防災協会による住宅等防災技術評価を受けている工法
	愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が独自に評価した部分開口などの構造用合板補強工法
	その他の耐震補強工法等 3件

(4) 避難施設に関する支援

災害時に集落内等における避難施設となる建築物の耐震化に対して支援を進めます。（表2-3）

（表2-3）事業の概要

区分	耐震診断	耐震改修
対象建築物	昭和56年(1981年)以前に建築された避難施設	昭和56年(1981年)以前に建築された避難施設
支援内容	市が耐震診断士を派遣 ※派遣費用限度額 1千円/㎡	耐震改修工事に要する経費に助成 5.7万円/㎡の2/3又は800万円
派遣費用の負担割合	国 : 1/3 県 : 1/3 市 : 1/3	国 : 1/3 県 : 1/3 市 : 1/3

(5) 多数の者が利用する建築物等に関する支援

住宅に加え、多数の者が利用する建築物や緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化の促進についても、今後、必要に応じて耐震診断等に関する支援制度の拡充を検討します。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。また、改修に関わる事業者は、住宅所有者の現在、将来の住まい方に対する考え方に沿って、生活に影響の少ない改修箇所の検討、安価な工法の採用、工事期間の短縮などが図れるよう効果的な耐震化方策を提案することが望まれます。

(1) 住民等が耐震改修等を行いやすい環境の整備

個人住宅にあつては、従来の啓発パンフレットの配布や広報紙の活用のほか、所有者へのダイレクトメール等により耐震化の必要性について周知を図ります。また、耐震改修工法に関する資料等による、市民に対して情報提供を行います。

(2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談に対応するため、市に「耐震改修相談窓口」を設けることとします。

また、住宅・建築物耐震改修促進事業の実施に際し、県において耐震改修等に関する知識、技術を修得するための「耐震診断士養成講習会」等を実施していることから、受講修了者名簿簿の閲覧や紹介などを行っていきます。また、診断等で所有者と接する際には、登録証を提示するなど、所有者に安心を与えることを心がけて実施します。(表 2-4)

(表 2-4)

長野県木造住宅耐震診断士の登録数 (R7. 3. 31 現在)	2,600 名
---------------------------------	---------

4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになって死傷者が発生する可能性があることから、転倒の危険性の啓発を行います。また飯山市ブロック塀等撤去安全対策事業補助金により、危険性のあるブロック塀等の撤去に対し支援を行います。

(撤去に関わる経費の 1/2 以内・限度額 10 万円)

(2) 非構造部材の耐震対策

近年の大地震や東北地方太平洋沖地震では、体育館等において天井材の落下が見られました。地震による被害は、柱や梁といった建築物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井、外壁などの非構造部材の落下による被害を防止する必要があるため、対策の必要性について広く市民に周知していきます。

(3) エレベーターの閉じこめ防止対策等

平成 17 年(2005 年)7 月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し多くの方が中に閉じこめられる事例が発生しました。また東北地方太平洋沖地震においては、エレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形する事案が発生しました。通常時の維持管理体制のほか、P 波感知型地震時管制運転装置の設置、釣合おもりの脱落防止などの対策の必要性について広く市民に周知していきます。

(5) その他建築設備の耐震対策

大地震時に建築物がその機能を発揮するには、建築物が倒壊しないだけでなく、建築設備の耐震対策も重要です。給湯設備の転倒防止対策や配管等の設備の落下対策など、建築設備の耐震対策を周知・促進します。

(6) 宅地の耐震対策

宅地については、大規模な盛土造成地の地すべりや崩壊のおそれのある区域を特定し、住民に広く情報提供するとともに、宅地の耐震対策を周知・促進します。

5 優先的に耐震化に着手すべき建築物

昭和 56 年(1981 年)以前に建築された既存木造住宅の耐震化について引続き実施するとともに、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、災害拠点施設等の耐震化を優先的に行うこととします。

6 地震発生時に通行を確保すべき道路

県計画においては、地震発生時に救急・消防活動や救援物資の輸送等のために通行を確保すべき道路として、市内の国道 117 号、国道 292 号、国道 403 号及び県道 38 号が指定されていることから、その沿道建築物の耐震化について推進することとします。

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、以下について引き続き積極的に実施するものとします。

1 相談体制の整備及び情報提供の充実

市において相談窓口を設けることとし、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家の紹介等の情報提供を行います。

さらに、広報誌やパンフレット、ポスター、ホームページ等のあらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。

2 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催

住宅の耐震診断や補助事業に関するものなど、各種パンフレットを配布し、耐震化に関する啓発を行います。

また、県と連携し、自治会等の求めに応じて現地に出向き、耐震化の必要性や支援策などを直接住民に対し説明する機会を設けます。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅の増改築やキッチンの改修等リフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震改修を誘導します。

4 自治会等との連携策及び取り組み支援策について

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、市において啓発や必要な支援を行います。

具体的には、各自治会等と連携し、自主防災組織として各地区内での「自主防災会」の結成及び強化を推進します。

5 耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除（耐震改修工事の標準的な費用の10%相当額：上限25万円）でき、また、工事が完了した年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額（翌年度分の固定資産税が2分の1に減額：床面積120平方メートルが適用上限）できるなど、税制の特例措置が適用可能となっています。（令和7年9月現在）こうした税制を有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を図ります。また、改修をした、又はする中古住宅取得に伴う税制特例も多いことから、あわせて周知を行います。

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁（長野県をいう。以下同じ）は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、またその他の建築物（一定の既存耐震不適格建築物）の所有者には必要に応じて、法に基づく指導及び助言を行うこととしていることから、本市においても市内のこれらの耐震化を促進するため、所管行政庁と連携して対応します。（表 4-1）

【県計画における所管行政庁による実施方針】

- (1) 指導及び助言：耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付。
- (2) 指 示：耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書の交付等。
- (3) 公 表：公報やホームページ、各建設事務所等へ掲示。

（表 4-1）

区 分	努力義務	指導及び助言	指 示	公 表
法	特定既存耐震不適格建築物 （法第 14 条、法 15 条第 1 項）	特定既存耐震不適格建築物 （法 15 条第 2 項）	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合	
	一定の既存耐震不適格建築物 （法第 16 条第 1 項、第 2 項）	—	—	—

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携

- (1) 県計画においては、所管行政庁が法第 12 条第 3 項又は法第 15 条第 3 項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁（所管行政庁と同じ。）は、建築基準法第 10 条第 3 項による命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。
- (2) 同様に、損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁が建築基準法第 10 条第 1 項に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

本計画を実施するにあたり、今後、県及び建築関係団体等と連携を図りながら耐震化の推進を行うものとします。

2 その他

本計画は、目標値の達成状況等について、適宜、評価・検証を行うほか、必要に応じて見直すこととします。

別表（多数の者が利用する一定規模以上の建築物）

用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
学校（上記学校を除く）	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの		
体育館（一般公共用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上
病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
ホテル又は旅館		
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎 又は下宿		
事務所		
博物館、美術館又は図書館		
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗		
工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物		

別表 2 (要緊急安全確認大規模建築物)

用 途	規 模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館（一般公共用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
ホテル又は旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館又は図書館	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物